

# 事後調査計画書

平成 20 年 12 月 19 日

広島市長

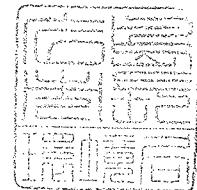
事業者 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

住所 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

氏名 広島市 (環境局施設部施設課)

広島市長 秋葉 忠利

電話番号 082-504-2211



広島市環境影響評価条例第 30 条第 2 項の規定により、次のとおり事後調査計画書を提出します。

対象事業の名称	安佐南工場建替事業
事後調査の種類	工事の実施中
工事の着手又は完了の年月日	平成 20 年 9 月 26 日
事後調査の項目及び手法	別紙のとおり
事後調査を行う期間	平成 21 年 1 月～平成 25 年 3 月
事後調査報告書の提出の時期	解体工事に伴う事後調査報告書は、プラント内除染中及びプラント外部・建物内洗浄作業中の調査終了後に 1 回、プラント解体工事中、建築物解体工事中及び解体工事終了後の調査終了後に 1 回、計 2 回提出します。 建設工事に伴う事後調査報告書は、建設工事騒音調査終了後及び道路交通騒音調査終了後に、それぞれ提出します。
その他	事後調査は入札により行います。 平成 20 年度は次の業者に委託しています。 名称 中外テクノス株式会社 代表者 代表取締役 福馬 勝洋 所在地 広島市西区横川新町 9 番 12 号

- (注) 1 事後調査の全部又は一部を他のものに委託して行う場合には、その者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) を「その他」の欄に記載してください。
- 2 記載事項を枠内に記入できないときは、別紙に記載し、添付してください。

# 別紙

## 工事の実施中における事後調査の項目及び手法

本事業における工事の実施中の事後調査の項目及び手法は、表 - 1 に示すとおりです。また、調査地点は、図 - 1（道路交通騒音を除く）及び図 - 2（道路交通騒音）に示すとおりです。

表 - 1 工事の実施中における事後調査の項目及び手法等

調査項目		影響要因	調査時期、調査地点、調査手法
騒音	ダイオキシン類	解体工事	<p>調査時期</p> <p>①プラント内除染中、②プラント外部・建物内洗浄中、③プラント解体工事中、④建築物解体工事中、⑤解体工事終了後に各々1回</p> <p>調査地点</p> <p>①②③の時期については、敷地境界付近の4地点及び排气処理装置の排气口付近の3地点</p> <p>④⑤の時期については、敷地境界付近の4地点</p> <p>調査手法</p> <p>「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成14年7月環境庁告示第46号）、「ダイオキシン類に係る大気調査マニュアル」（平成20年3月環境省）に規定する方法</p>
	解体工事騒音	解体工事	<p>調査時期</p> <p>解体工事による影響が最大となる時期に1回</p> <p>調査地点</p> <p>敷地境界付近の2地点</p> <p>調査手法</p> <p>JIS C 1502 に規定する普通騒音計を用いた JIS Z 8731 に規定する方法</p>
	建設工事騒音	建設機械の稼働	<p>調査時期</p> <p>建設工事による影響が最大となる時期に1回</p> <p>調査地点</p> <p>敷地境界の2地点</p> <p>調査手法</p> <p>JIS C 1502 に規定する普通騒音計を用いた JIS Z 8731 に規定する方法</p>
音	道路交通騒音（交通量）	工事用車両の運行	<p>調査時期</p> <p>工事用車両の運行による影響が最大となる時期に1回</p> <p>調査地点</p> <p>工事用車両の運行ルート上の1地点</p> <p>調査手法</p> <p>JIS C 1502 に規定する普通騒音計を用いた JIS Z 8731 に規定する方法</p>

調査項目		影響要因	調査時期、調査地点、調査手法
悪臭	悪臭	解体工事	<p>調査時期 解体工事による影響が最大となる時期に1回</p> <p>調査地点 敷地境界の2地点</p> <p>調査手法 「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年環境庁告示第63号)に規定する方法</p>
水質	ダイオキシン類	解体工事	<p>調査時期 ①プラント内除染中、②プラント外部・建物内洗浄中、 ③プラント解体工事中、④建築物解体工事中、⑤解体工事終了後に各々1回</p> <p>調査地点 調整池の1地点</p> <p>調査手法 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準」(平成14年7月環境庁告示第46号)、「JIS K 0312 工業用水・工業排水中のダイオキシン類の測定方法」に規定する方法</p>
底質	ダイオキシン類	解体工事	<p>調査時期 解体工事終了後に1回</p> <p>調査地点 調整池の1地点</p> <p>調査手法 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準」(平成14年7月環境庁告示第68号)、「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」(平成20年3月環境省)に規定する方法</p>
土壌	ダイオキシン類	解体工事	<p>調査時期 ①プラント内除染中、②プラント外部・建物内洗浄中、 ③プラント解体工事中、④建築物解体工事中、⑤解体工事終了後に各々1回</p> <p>調査地点 事業計画地周辺の4地点及び解体工事の影響のない地点(椎原グラウンド)1地点</p> <p>調査手法 標準砂を使用し、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準」(平成14年7月環境庁告示第46号)、「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(平成20年3月環境省)に規定する方法</p>

土 壤	重 金 属	解 体 工 事	<p>調査時期 ①プラント内除染中、②プラント外部・建物内洗浄中、 ③プラント解体工事中、④建築物解体工事中、⑤解体工 事終了後に各々1回</p> <p>調査地点 事業計画地周辺の4地点及び解体工事の影響のない地点 (椎原グラウンド) 1地点</p> <p>調査手法 標準砂を使用し、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素及 び総水銀の含有量について「土壌の汚染に関する環境基 準」(平成3年 環境庁告示第46号)に規定する方法</p>
--------	-------------	------------------	---

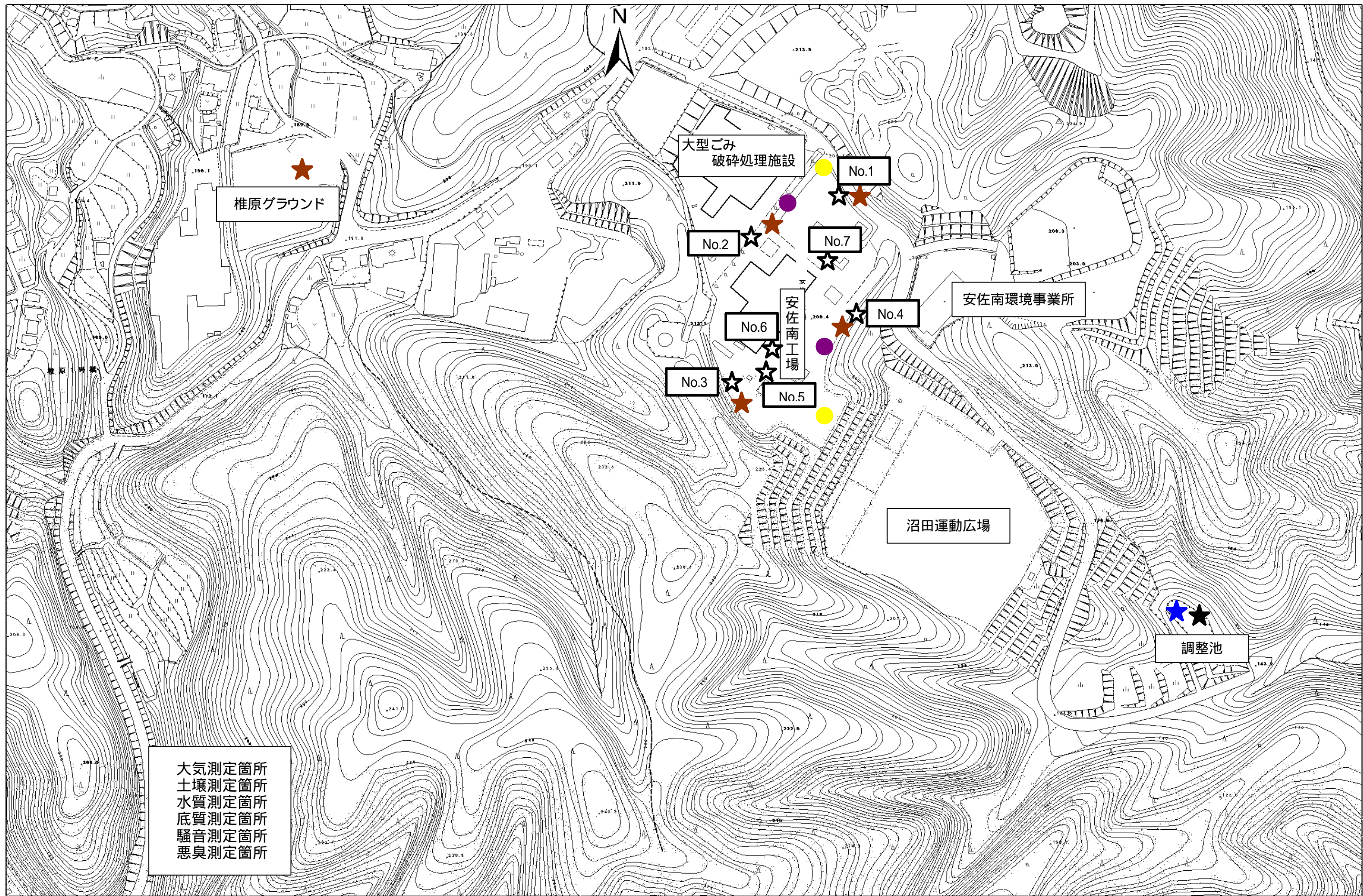


図 1 調査地点（道路交通騒音を除く）

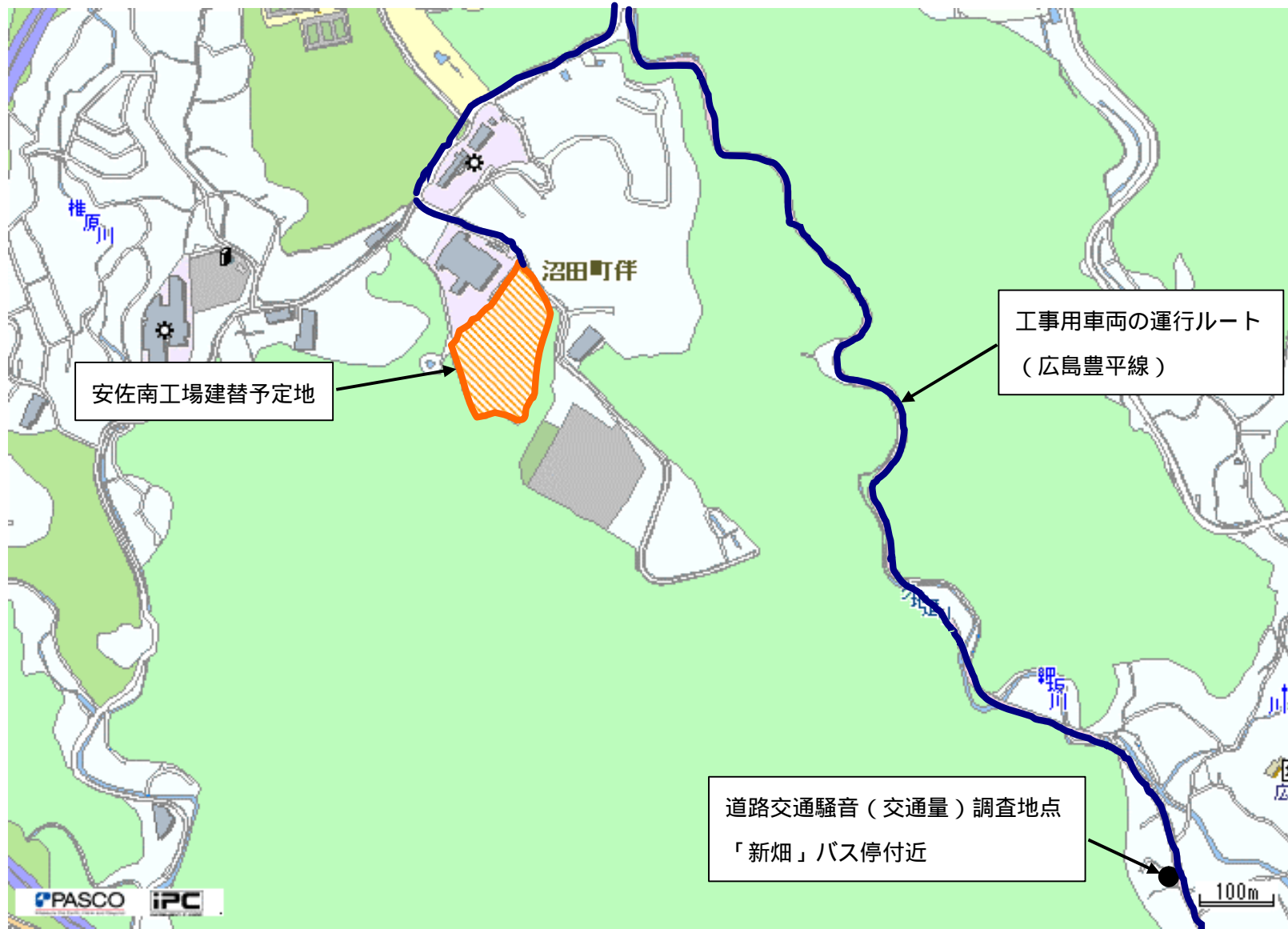


図 2 調査地点(道路交通騒音)